



東振協契約健診機関

* 東振協 = (一社) 東京都総合組合保健施設振興協会 の略
東京都内にある総合健康保険組合で構成された公益法人で、健康管理(健診)等の事業を行っています。

来院健診

- ① 生活習慣病予防健診 A2
- ② 生活習慣病予防健診 B (個別契約を含む)

東振協契約及び個別契約健診機関で次の健診を受けることができます。
契約健診機関一覧は、15 頁～ 38 頁に掲載しています。また、当組合のホームページでも閲覧できます。

申込方法	<p>予め健診機関に電話で予約してから所定の申込書(最終頁)を、事業所を通じて受診日の1か月前までに当健保組合に提出してください。 ※東振協指定健診機関に予約の際は、必ず「東振協の指定健診」と申し出てください。</p>	
	<p>①東振協 生活習慣病予防健診 A2 年齢制限なし (対象者: 被保険者及び被扶養者)</p>	<p>一部負担金: 4,000 円</p>
	<p>②東振協 生活習慣病予防健診 B (個別契約を含む) 35 歳以上 (対象者: 被保険者及び被扶養者)</p>	<p>※ 一部負担金: 8,000 円 (個別契約分組合負担額: 12,000 円)</p>
実施時期	通 年	
<p>※個別契約健診機関における受診者負担金の額(生活習慣病予防健診 B 費用から個別契約分組合負担額を控除した額)が 8,000 円未満の場合は、最低限度一部負担額として 8,000 円の負担となります。</p> <p>●オプション検診(前立腺がん(50 歳以上)、子宮頸がん、乳がん)を受診された場合は、各種検査毎に一部負担金 1,000 円をご負担いただきます。なお、契約以外のオプション検診にかかる費用は、全額受診者負担となります。</p> <p>◎一部負担金の支払方法: 受診当日、健診機関の窓口で直接お支払いください。(一部健診機関では、後日、請求書により支払う場合があります。)</p>		

重複受診の制限

①生活習慣病予防健診 A2、②生活習慣病予防健診 B (巡回健診、個別契約を含む)、③婦人生活習慣病予防健診 C、④、⑤人間ドック(日帰り又は1泊)、⑥特定健診 の各健診を、同一年度内に重複して受診することはできません。いずれか一つの健診を受診してください。

